

〇茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例

昭和48年3月31日

条例第10号

注 平成9年12月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者に対し医療費の一部を助成することにより福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下この号及び第3号において「障害者手帳」という。）の交付を受けている者で、当該障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されているもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所（次号において「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所（次号において「知的障害者更生相談所」という。）において知能指数が35以下であると判定された者
- (3) 障害者手帳の交付を受けている者で、次のいずれにも該当するもの
  - ア 当該障害者手帳に身体上の障害の程度が3級である者として記載されていること。
  - イ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において判定された知能指数が36以上50以下であること。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、当該精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されているもの

(平30条例32・追加)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、重度障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき茅ヶ崎市の住民基本台帳に記録されている者で、規則で定める法律による被保険者、組合員、加入者（これらの者であった者を含む。）又は被扶養者
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による茅ヶ崎市の国民健康保険の被保険者
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（茅ヶ崎市後期高齢者医療に関する条例（平成20年茅ヶ崎市条例第8号）に規定する被保険者に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する重度障害者は、対象者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律144号）による保護を受けている者
- (2) その他法令の規定により医療に関する給付（当該医療に関する給付の全額が公費負担であるもの限る。）を受けている者
- (3) 65歳以上である者（65歳に達する日前から引き続いて重度障害者である者を除く。）

（平9条例27・平10条例12・平11条例5・平11条例19・平14条例9・平15条例40・平17条例9・平18条例38・平20条例9・平24条例1・平24条例13・一部改正、平30条例32・旧第2条繰下・一部改正）

（助成の範囲）

第4条 市長は、対象者に対しその者の受ける療養に要する費用（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）によって算定された額（保険各法その他の法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合にあつては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち保険各法その他の法令の規定によって対象者が負担すべき額を助成する。ただし、附加給付規定に基づき給付された額並びに保険各法の規定による入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額については、この限りでない。

（平9条例27・平18条例35・平20条例10・一部改正、平30条例32・旧第3条繰下）

（助成の方法）

第5条 医療費の助成は、助成する額を対象者に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、保険医療機関若しくは保険薬局又は対象者の療養に要する費用を負担した者に支払うことにより行うことができる。

（平9条例27・一部改正、平30条例32・旧第4条繰下）

(助成の申請及び期限)

第6条 医療費の助成を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、対象者が当該療養の給付を受けた日から3年以内に行わなければならない。

(平9条例27・一部改正、平30条例32・旧第5条線下)

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(平9条例27・一部改正、平30条例32・旧第6条線下)

(助成費の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(平30条例32・旧第7条線下)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平11条例5・一部改正、平30条例32・旧第8条線下)

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第9号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた療養に係る費用については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年条例第5号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第27号)

- 1 この条例中、第1条の規定による茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条ただし書の改正規定及び第2条の規定による茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第6条第1項にただし書を加える改正規定は平成10年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。
- 2 第1条中茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条ただし書の改正規定及び第2条中茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第6条第1項にただし書を加える改正規定の施行前に対象者が保険医療機関について療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年条例第5号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第19号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第9号)

この条例は、平成14年10月1日から施行し、改正後の第2条の規定は、同日以後に係る療養に要する費用について適用する。

附 則 (平成15年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年条例第9号) 抄

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第35号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第38号) 抄

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第1号) 抄

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第13号) 抄

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成30年条例第32号)

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第2条に規定する対象者（同条ただし書に規定する者を含む。）（以下この項において「対象者」という。）に該当する者で、同条各号のいずれかに該当することとなった日が65歳に達した日以後の日であるものに対する医療費の助成については、その者が引き続き対象者に該当する者である間は、なお従前の例による。